

特定非営利活動法人 The Asia Foundation 定款

第 1 章 総 則

第 1 条 (名 称)

この法人は、特定非営利活動法人 The Asia Foundation という。

第 2 条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を、東京都新宿区西早稲田二丁目 3 番 18 号 アバコビル 5 階 CSO ネットワーク気付 に置く。

- 2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を京都府京都市上京区今出川通り烏丸東入同志社大学 アメリカ研究所内に置く。

第 2 章 目的及び事業

第 3 条 (目 的)

この法人は、日本と米国を含むアジア太平洋圏の国々の相互理解を深め、国際協力を推進するために、知的交流事業、開発支援事業などを通して、国際社会における日本の社会貢献活動を促進し、より良い社会を目指し公共と民間機関の連携を推進する。また、国際協力に関心を持つ人たちに対して情報と参画の機会を提供することにより、日本の市民社会が国際協力活動に積極的に取り組むための環境を整え、もってアジア太平洋地域の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

第 4 条 (特定非営利活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 国際協力の活動
- (8) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (9) 子どもの健全育成を図る活動
- (10) 情報化社会の発展を図る活動
- (11) 経済活動の活性化を図る活動

- (12) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (13) 消費者の保護を図る活動
- (14) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条 (事業)

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) アジア圏における紛争解決の促進を目的として、ワークショップ、シンポジウムの開催、知的交流の企画・運営、インターン制度の企画・運営、情報提供を行う事業
- (2) アジア圏における女性の社会参画と経済的自立の促進を目的として、ワークショップ、シンポジウムの開催、知的交流の企画・運営、インターン制度の企画・運営、情報提供を行う事業
- (3) アジア圏における法整備の促進を目的として、ワークショップ、シンポジウムの開催、知的交流の企画・運営、インターン制度の企画・運営、情報提供を行う事業
- (4) アジア圏における経済の改革と発展の促進を目的として、ワークショップ、シンポジウムの開催、知的交流の企画・運営、インターン制度の企画・運営、情報提供を行う事業
- (5) 人身取引の撲滅に向けて、ワークショップ、シンポジウムの開催、知的交流の企画・運営、インターン制度の企画・運営、情報提供、調査研究を行う事業
- (6) 国際理解と地域協力の促進を目的として、ワークショップ、シンポジウムの開催、知的交流の企画・運営、インターン制度の企画・運営、情報提供を行う事業
- (7) アメリカのアジアに対する理解を促進するため、日本で学ぶことを望む奨学生を支援する事業
- (8) アジア圏の国際協力プロジェクトへの支援・促進を目的として、篤志家に対して支援事業の企画・運営、情報提供、支援の受け手に関する審査、支援事業のモニタリング、報告書の作成を行う事業

第3章 会 員

第6条 (会員の種別)

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を推進する個人・団体で、総会における議決権を有するもの。

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の事業を賛助する個人・団体で、総会における議決権を有しないもの。

第7条 (入 会)

正会員及び賛助会員（以下「会員」という。）の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条 (入会金及び会費)

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第9条 (会員の資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

第10条 (退 会)

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条 (除 名)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第12条（抛出金品の不返還）

既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

第13条（役員の種類及び定数）

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上20人以下
- (2) 監事 1人以上4人以下

2 理事の中から理事長1人を選任するものとする。また、理事長補佐の目的で、副理事長を1人選任することができ、さらに理事長及び副理事長を補佐する目的で、会長を1人以上選任することができる。

第14条（役員を選任等）

理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び会長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第15条（役員職務）

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、この法人を代表し、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長がその職務を代行する。
- 3 会長は、理事長及び副理事長を補佐する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第16条 (役員任期等)

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条 (役員欠員補充)

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条 (役員解任)

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第19条 (役員報酬等)

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第20条 (事務局及び職員)

この法人に、事務局その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

第21条 (総会の種別)

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第 22 条（総会の構成）

総会は、正会員をもって構成する。

第 23 条（総会の権能）

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算、並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及びその報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

第 24 条（総会の開催）

通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

第 25 条（総会の招集）

総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を、これを記載した書面もしくはファックス又は電子メールをもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

第 26 条（総会の議長）

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

第 27 条 (総会の定足数)

総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席により成立する。

第 28 条 (総会の議決)

総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 29 条 (総会の表決権等)

各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第 30 条 (総会議事録)

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。ただし、議長及び議事録署名人が外国人である場合には、押印は必要としない。

第 6 章 理事会

第 31 条 (理事会の構成)

理事会は、理事をもって構成する。

第 32 条（理事会の権能）

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第 33 条（理事会の開催）

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第 34 条（理事会の招集）

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を、これを記載した書面もしくはファックス又は電子メールをもって、少なくとも 3 日前までに通知しなければならない。
- 4 理事会は、理事長の判断によりテレビ会議等の方法によって行うことができる。

第 35 条（理事会の議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第 36 条（理事会の議決）

理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 37 条（理事会の表決権等）

各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

第38条（理事会議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。ただし、議長及び議事録署名人が外国人である場合には、押印は必要としない。

第7章 資産及び会計

第39条（資産の構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

第40条（資産の管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 41 条（会計の原則）

この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第 42 条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第 43 条（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第 44 条（予備費の設定及び使用）

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第 45 条（予算の追加及び更正）

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第 46 条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 47 条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり翌年 9 月 30 日に終わる。

第 48 条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

第 49 条 (定款の変更)

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 2 分の 1 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

第 50 条 (解 散)

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第 51 条 (残余財産の帰属)

この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、特定非営利活動法人、公益財団法人または公益社団法人に譲渡するものとする。

第 52 条 (合 併)

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

第 53 条 (公告の方法)

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 10 章 雑 則

第 54 条 (細 則)

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とし、その任期は、第16条第1項の規定に関わらず、成立の日から平成20年12月31日までとする。

理 事 長	Barnett F. Baron
副 理 事 長	Allen Clifton CHOATE
理 事	HAGIHARA YASUHIRO
監 事	原 田 明 夫

3. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成20年9月30日までとする。
5. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

①正 会 員 (個人)	入会金	なし	会費	1万円/年
②正 会 員 (法人)	入会金	なし	会費	60万円/年
③賛助会員 (個人)	入会金	なし	会費	1万円/年
④賛助会員 (法人)	入会金	なし	会費	60万円/年

(注) これは、当法人の定款である。

東京都新宿区西早稲田二丁目3番18号 アバコビル5階

CSOネットワーク気付

特定非営利活動法人 The Asia Foundation

理 事 スザンヌ・イー・シスケル

